

## 訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社及び親会社（日本和装ホールディングス㈱）並びに博多織物協同組合（以下、「協同組合」という）に対する平成 25 年（ネ）第 13 号 商標権侵害差止等請求控訴事件（原審・福岡地方裁判所平成 23 年（ワ）第 1188 号）に関して、平成 26 年 1 月 29 日、福岡高等裁判所より判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の経緯

当社が製造販売した帯に付した協同組合発行の証紙「博多帯」が、博多織工業組合の保有する商標第 5031531 号「博多織」の商標権を侵害しているとし、当社は証紙「博多帯」を付した帯の製造販売等をやめ、協同組合は証紙「博多帯」を抹消し、博多織工業組合に対し約 1 億 5 千万円と訴訟費用の支払い及び謝罪文を新聞に掲載することを、当社及び親会社並びに協同組合に求める訴えがなされたものです。

平成 24 年 12 月 10 日、福岡地方裁判所によって原告の請求は棄却されましたが、原告はその判決を不服とし、平成 24 年 12 月 21 日付で福岡高等裁判所に控訴がなされたものです。

#### 2. 訴訟を提起した者

- (1) 名 称 博多織工業組合
- (2) 所在地 福岡県福岡市博多区博多駅南 1 丁目 14 番地 12 号
- (3) 代表者の氏名 理事長 寺嶋貞夫

#### 3. 判決の内容

本件控訴をいずれも棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。

以上

■本件に関するお問合せ■

株式会社はかた匠工芸 担当/今里

〒816-0921 福岡県大野城市仲畑二丁目 12 番 40 号

TEL : 092-581-7232 FAX : 092-573-7505 E-mail : takumi@wasou.com